

滋賀県個人情報保護審議会 御中

補佐人 山口 正

## 意見陳述要旨

はじめに

大学で教員養成にかかわる一人として、また、各地の教員採用選考情報の開示請求にかかわってきた一人として、全国状況（開示判断）から、本件個人情報の開示が必要である旨の意見陳述を行います。とりわけここでは、選考結果情報の開示がもっともすすんでいると思われる愛知県の事例を紹介し、本件開示の必要性について私見を述べます。

### 1. 教員採用選考結果情報の開示状況と滋賀県の対応について

教員採用選考結果情報に関する全国的な開示状況は、まず二つに要約することができます。

【状況1】 各自治体における個人情報保護条例の整備・拡大によって、採用選考試験を実施するすべての県市において、少なくとも、本人が希望すれば、何らかの選考結果情報が提供される制度が確立しました（簡易開示制度）。その簡易開示制度で開示される情報が年々拡大されつつあるのが今日の状況です（試験ごとの評定開示へ）。

【状況2】 本件のように、受験者からの開示請求書提出によって、詳細な選考結果情報を求める事例が急速に広まってきています。そして、行政の非開示処分の妥当性を争った事例では、選考結果情報の開示拡大が可能になってきました。

しかし、滋賀県では試験実施要項の「その他」のひとつとして、希望する「不合格者」に総合成績区分（総合成績3段階区分）を提供すると記すのみで、そこで情報提供される選考結果情報はきわめて限定的です。

また、滋賀県では郵送での開示請求を実質認めない状況もあり問題です。今年3月の県民情報室への聞き取りで判明したことは、本県では「郵送による個人情報の開示請求を特段の理由がないかぎり認めてない」という運用実態でした。これが事実なら、遠距離から受験した方の開示請求はきわめて制限されることとなります。

### 2. 開示請求人の請求動機とこれまでの個人情報保護審査会の判断事例から

開示請求人（3人）は毎年、滋賀県公立学校教員採用選考試験を受験してきた、現職の臨時教員です。開示請求人の請求動機に共通することは、試験結果情報を正確に知り、それを（正規）教師をめざす受験者としての自己研鑽として活かしていきたいという思いです。教員採用選考結果情報から、今の自分に教師として何が課題になっているのかを知り、その克服につなげたいと考えているのです。これは、受験者の共通した思いであり、臨時職であっても本県教育に寄与したいと願う教職経験受験者の切実な要望です。

こうした請求動機は他県の事例でも同様です。例えば、平成19年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験に関する結果情報が県内で初めて開示されましたが（部分開示）、開示請求人は＜筆記試験

に関して私の「採点済み答案用紙」が開示されたことは、私自身の知識の蓄積が十分でなかったことを把握でき、納得できるものでした。また、簡単な手続きを行うだけで情報開示が実施されたことは、個人情報保護条例の主旨の一つである公的機関における個人情報の適正な運用と管理を図るという観点から、とても意味のあることだと実感しました」と述べています。その一方で、面接試験の評価所見などが不開示だったことに、その情報が「教員として足りない部分を分析し、自らの資質や能力を高め今後の教育活動に活かすための資料になりえるものだと信じています」と述べ、不開示処分に関する異議申立を行っています。

ここで、本件同様に、選考結果情報の不開示処分を争った前例において、他県の個人情報保護審議会はどのような判断をされたのか、その事例をふたつ紹介します。

ひとつめは、口述（面接）試験結果情報（所見欄）の開示を判断した愛知県の事例です。愛知県個人情報保護審査会答申（第39号、平成15年）は、口述試験の面接における評価が「日常的な関係の中で評価者が行う人物評価ではなく、口述試験という目的を持った限定的な場面での面接における態度、発言についての所見であり、被評価者の全人格的な評価というまでの性格のものではない」とし、被評価者（受験者）も「そのような前提での評価として受け止めるべきものであると考えられる」と判断しています。この判断は、愛知県教育委員会が示す抽象的な不開示理由（著しい支障やそのおそれ）を実際に即して否認する根拠になっています。また、審議会（答申）は、すでに開示されている面接の「個別評価」及び「総合評定」と不開示になっている「所見欄情報」との関連性にも触れ、ともに面接での選考基準に該当する「評価項目とその着眼点」に基づいてされている評価であると認定しています。そのうえで、「『所見』欄を開示した場合の事務事業の支障に差異があるものとは認められない」と判断し、面接委員による「所見欄情報」の不開示処分の理由を否認しています。

ふたつめは、不開示処分の選考結果情報をすべて開示すべきと判断した、高知県の事例です。高知県個人情報保護審査会答申（答申1号、平成16年）は、＜教育委員会は、部分開示とした「平成16年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査にけるあなたの個別面接カード」に記載されている情報のうち、異議申立人が開示を求める部分のすべてを開示すべきである＞と判断し、面接試験による結果情報が本人に開示されています。答申はきわめて説得的な判断を行っています。

…… 答申全文を資料として添付

ともに、本件不開示処分の妥当性を検討するうえで参考になる答申です。

### 3. 愛知県の選考結果情報の開示状況について

愛知県はこの間、教員採用選考試験の情報を積極的に公開・開示しています（県教委資料より）。

- 平成4年度 ・ 不合格者への総合成績ランク（3段階）の簡易開示を実施（平成7年度より5段階に変更）
- 平成13年度 ・ 1次選考の教職・教養試験問題の公開  
・ 合格者の受験番号を教育委員会ホームページに掲載
- 平成14年度 ・ 実技試験を含むすべての試験問題を公開  
・ 解答例、配点等の開示を実施  
・ 受験者の試験結果（答案用紙・点数・評定）の開示を実施
- 平成15年度 ・ 口述試験の所見欄情報の開示を実施

- 平成17年度 ・ 1次試験の筆記試験の点数、筆記試験・口述試験の評定及び2次試験の筆記試験の点数、筆記試験・小論文・口述試験・クレペリン検査・健康検査の評定の簡易開示を実施
  - ・ 試験問題の持ち帰りを実施
- 平成20年度 ・ 解答例、配点の公開
- 平成21年度 ・ 採用案内（要項）に、選考の考え方・評価の観点・方法等を明記
- 平成22年度 （受験年齢制限の撤廃、2次選考対象から健康検査を除外）

愛知県公立学校教員採用選考試験案内（要項）には、詳細な「選考基準」とともに、「選考試験結果の情報提供」説明が掲載されており、受験者の簡易開示や開示請求に役立っています。

下表は、愛知県で受験者が入手できる選考結果情報の一覧です。

【愛知県の選考結果情報の開示状況】

1次選考	簡易開示によって		開示請求書の提出によって
教職・教養試験	得点	筆記試験	答案用紙の写し（採点済）
専門筆記試験	得点	全体の評定	答案用紙の写し（採点済）
集団面接	評定（5段階）		面接委員別の得点と全体評定
総合評定	（不合格者のみ） 総合成績ランク（5段階）		同左
2次選考	簡易開示によって		開示請求書の提出によって
専門筆記試験	得点	専門試験	答案用紙の写し（採点済）
実技試験	得点	全体の評定	試験委員別の得点と全体評定
集団討議	面接全体の 評定（5段階）		面接委員別の得点と所見欄情報
個人面接			面接委員別の得点と所見欄情報
小論文	評定（5段階）		得点と評定
クレペリン	評定（5段階）		同左
総合評定	（不合格者のみ） 総合成績ランク（5段階）		同左

〔補足説明〕 筆記・専門などの評定は5段階評定

愛知県はホームページに、選考結果情報の開示方法と開示請求書の記入例を掲載しています。

<http://www.pref.aichi.jp/0000026420.html>

そうした開示請求に対する県の積極的な姿勢が、受験者の採用選考における信頼を高め、容易に開示請求ができる状況をつくっています。

平成21年度の請求状況： 簡易開示2751件      開示請求書の提出487件

2008年6月に大分県で発覚した教員人事汚職事件に関する文部科学省調査（点検報告）のなかで、愛知県教育委員会は詳細な結果情報を受験者が「入手できることから、受験者や県民からは高い評価を受けている」と明記しています。また、陳述人の調査（聞き取り）によれば、「選考情報の開示拡大によって、選考事業に支障は生じたか」の問いに、県教育委員会採用担当者は、「開示による事務負担はあるが、選考試験の運用に支障は生じていない」と明言しています。

最後に

教員採用選考試験を実施する県市教育委員会は「将来の公教育の担い手となるべき教職員の選考に当たるといふ重大かつ重要な職務を遂行している」(教員採用選考問題の公開を判断した高松高裁判決、平成10年12月24日)行政機関です。滋賀県教育委員会が本件個人情報を開示する方向で検討され、採用選考制度の改善に努力されることを期待します。

最後に、本審議会での開示に向けた判断をお願いし、補佐人からの意見陳述とします。

以上

[ 資料 ]

高知県個人情報保護審査会答申第1号

第1 審査会の結論

教育委員会は、部分開示とした「平成16年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査におけるあなたの個別面接カード」に記載されている情報のうち、異議申立人が開示を求める部分のすべてを開示すべきである。

第2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人が平成15年8月22日付けで高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号。以下「条例」という。)に基づき行った「平成16年度高知県公立学校教員採用選考審査における私の情報 1私(受審者自身)の解答 2筆記審査(教職教養、専門教養を個別に)の得点 3集団面接、個別面接における得点と評価」の開示請求に対し、教育委員会(以下「実施機関」という。)が行った「平成16年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査におけるあなたの個別面接カード」(以下「本件個人情報」という。)の部分開示決定において、非開示とされている審査員氏名、「態度・行動・言葉など」欄の記述内容、「総評」欄の記述内容のうち、審査員氏名を除いた部分の開示を求めるというものである。

第3 実施機関の部分開示決定理由等

実施機関が、決定理由説明書及び意見陳述で主張している部分開示決定理由等の主な内容は、次のとおりである。

1 本件個人情報について

平成16年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査(以下「第1次審査」という。)の面接審査の面接審査員(以下、「審査員」という。)は、1人の受審者に対し、公務員以外の者を含む3人で構成しており、審査員の氏名については、平成15年度と同選考審査の面接審査員について高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があり、名簿の中の氏名及び役職を開示している。

本件個人情報は、3人の審査員が、あらかじめ示している評価項目や着眼点に基づき、それぞれが記述したものである。

2 条例第16条第6号ア該当性について

面接審査においては、受審者と審査員は面識がないことが望ましく、そのように配慮しているが、複数校で臨時教員の経験のある受審者については、審査員と面識がある場合がある。そのような場合、本件個人情報のうち、「態度・行動・言葉など」欄及び「総評」欄に審査員が記載した情報(以下「記述欄の記述内容」という。)を開示すると、面接時のやり取りと記述欄の記述内容から、当該審査員が記載した面接カードが判明する可能性が大きい。一人の審査員が特定された場合、必然的にその他の審査員も特定される蓋然性が高まる。

このように個人が特定されると、審査員への働きかけや嫌がらせが起きる蓋然性が高まり、審査員に心理的な負担を与えるとともに、今後の教員採用候補者選考審査(以下「採用審査」という。)の面接において、公平な評価ができなくなることも予想される。

また、本県では土佐の教育改革が始まってから、教科等の専門知識よりも、子どもに寄り添うことのできる人間性を重視した人物本位の採用を行っていかうということで、面接審査を取り入れ、面接審査の方法自体も工夫を行いながら、人物を見ていくこととしている。審査員にはいろいろな観点から気づいた点や感じた点を、率直に面接カードに記載するように依頼しており、記述欄の記述内容は、受審者の人物評価、また、採用不採用を検討するうえで大変重要なものである。

ところが、開示することが前提となると、審査員が記載する時に迷いが生じたり、記述欄の記述内容が抽象的なものになるなど、審査員の率直な意見が反映されなくなることも考えられる。

こうしたことから、記述欄の記述内容を開示することにより、今後反復又は継続して実施する採用審査の円滑若しくは適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある。

#### 第4 異議申立人の主張

異議申立人及び補佐人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての主な内容は、次のとおりである。

##### 1 県民の知る権利について

個人情報の開示請求権は、条例第1条により県民に付与された権利であって、その権利利益の保護が保障されており、基本的に開示の理念の下に、また県民の知る権利が尊重されるように解釈・運用がなされなければならない。

本件個人情報の開示に当たっては、行政の説明責任を果たす上で、非開示部分を最小限にとどめることが必要である。

面接審査には審査員の主観の入る余地があって、その面接審査の評価が低いために不合格となる可能性が大いにあるので、今後の採用審査制度を改善、前進させるためには、記述欄の記述内容を開示する必要がある。

##### 2 条例第16条第6号ア該当性について

(1) 面接審査における受審者の「態度・行動・言葉など」欄や「総評」欄の記述は、受審者に関する記録であって、審査員の氏名については開示を求めているのであるから、これらの開示によって審査員が特定されるという主張は、正当性を欠いた論理の飛躍である。また、単に可能性も大きいとただで、支障が生ずることが具体的に存在することが客観的に明白にされていない。

(2) 実施機関が主張する審査員の心理的負担は、将来にわたって高知県の教育を担う教員を採用するための審査であるという職務の重大さから生じるものであり、本件個人情報を開示してもその負担に変化がないことは明白である。

(3) 実施機関は、新聞の投書欄で、「公平で公正な採用審査を行う。採用審査は人物を重視して人間性を総合的に判断している。」と述べている。公平・公正に実施されているなら、高知県の将来の教育を担う教員を採用するという大きな責任を担っている審査員が、確信をもって下した判断を開示することは当然である。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 基本的な考え方について

条例は、県の機関が保有する個人情報の開示を求める権利を明らかにするほか、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図ることにより、基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に寄与することを目的に制定されたものであり、自己の個人情報の開示については、原則開示の理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審査会は、自己の個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下、判断するものである。

##### 2 本件個人情報について

本件個人情報、第1次審査で行われた個別面接において、面接に当たった3人の審査員それぞれが面接カードに記入した受審者の個人情報である。

面接カードには、校種、受審番号、受審者氏名、審査員氏名、評価項目、評価項目ごとの面接審査の着眼点、「態度・行動・言葉など」欄、「総合判定」欄、「総評」欄がある。

「態度・行動・言葉など」欄には「受審者のことばや仕草・行動などについて印象に残るものを、そのまま記入してください。なお、評価項目に関して感じることも自由にお書き下さい。」とあり、この文言を除いて枠内すべてが非開示とされている。

また、「総評」欄には注意書きがなく、枠内すべてが非開示とされている。

なお、審査員氏名も非開示とされているが、異議申立人は開示を求めているので、当審査会では非開示の可否については判断しない。

「総合判定」欄には、「特に優れている」「優れている」「良好(+ )」「良好(- )」「やや劣っている」「劣っている」の6段階の評定尺度が示されている。「総合判定」欄は、その評定尺度で受審者を判定する部分であるが、本件部分開示により開示されている。

その他の項目は、開示されている。

### 3 条例第16条第6号ア該当性について

(1) 本号は、開示請求に係る個人情報の中に、県又は国等が行う事務事業のうち、開示することにより県民全体の利益を損なうこととなる個人情報が含まれる場合は、当該個人情報を開示してはならないことを定めたものである。

(2) 実施機関は、記述欄の記述内容を開示すると、その面接カードに記載した審査員が特定され、審査員への働きかけや嫌がらせが起きる蓋然性が高まり、審査員に心理的な負担を与えるとともに、公正な評価ができなくなることが予想されるほか、記述欄の記述内容を開示することが前提となると、審査員が記載する時に迷いが生じたり、記述欄の記述内容が抽象的なものになるなど、審査員の率直な意見が反映されなくなることから、今後反復又は継続して実施する採用審査の円滑若しくは適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると主張する。

一方、異議申立人は、審査員の氏名の開示は求めているのであるから、評価の内容を開示しても審査員個人は特定されないし、採用審査が公平・公正に実施されているなら、審査員が確信をもって下した判断を開示すべきであると主張するので、以下検討する。

(3) 第1次審査における個別面接は、上で述べたように1人の受審者に対し3人の審査員で行われる。実施機関は、開示することにより審査員個人が特定され、嫌がらせや働きかけが起きる蓋然性が高まり、審査員が心理的負担を受けて公正な評価ができなくなると主張する。

確かに、受審者にとって面識のある審査員の場合には、当該審査員の記述欄の記述内容等から審査員を推測できる可能性は否定できない。

また、仮に記述欄の記述内容が開示されれば、その記載内容に疑問や不満を抱くことは考えられる。

しかしながら、記述欄の記述内容に疑問や不満がある場合には、審査員個人が特定されるか否かにかかわらず、採用審査の実施方法や審査員の選び方など、採用審査制度そのものへの批判等として、実施機関に対して意見が寄せられる可能性は考えられるものの、審査員個人が特定されたとしても、審査員個人への嫌がらせや働きかけが起きる可能性は低いと考えられる。

したがって、その職務の重要性から、当然公正な評価をすべきであることを認識しているはずの審査員が、そうした嫌がらせや働きかけの可能性をもって、公正な評価ができなくなるとは考えがたい。

(4) また、実施機関は、開示が前提となると、記載する時に迷いが生じたり、記述内容が抽象的なものになるなど、審査員の率直な意見が反映されなくなると主張する。

実施機関によれば、審査員には率直な意見を記載するように依頼しており、面接カードが開示されるという説明はしていないということであり、現時点において各審査員が開示を前提として面接カードに記載を行っているとは認められない。

しかしながら、人間性を重視した人物本位の採用を行う中での面接審査の重要性から考えると、記述欄の記述内容が開示されるか否かにかかわらず、評価は確信をもってなされるべきであり、開示される可能性を意識して面接カードに記述がなされる場合には、審査員の職責を果たす上でも、評価項目や着眼点に基づき、より正確で詳しい記述がなされることが期待される。

(5) 以上のことから、記述欄の記述内容を開示しても、今後の採用審査の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

#### 4 審査員の氏名の開示について

(1) 上記3のとおり、原則開示の理念の下、受審者の評価に関する情報はできる限り開示することにより説明責任を果たすべきである。

(2) ところで、実施機関は、上記第3の1のとおり、平成15年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査の面接審査員の名簿を開示している。

上記3の(3)のとおり、審査員個人に嫌がらせや働きかけがなされる可能性は低いと考えられるが、審査員には公務員以外の者も含まれており、評価に関する情報の開示を前提とした場合に、公務員以外の者は、審査員の職を引き受けることを躊躇することも考えられる。

したがって、今後、採用審査のシステム自体が変化していく可能性はあるが、少なくとも、受審者に対する審査員個人の評価等がそのまま面接カードに記載され、記述欄の記述内容が人物評価や採用不採用の検討の上で重要な意味を持つ現状のようなシステムにおいては、特に公務員以外の審査員の名簿の開示について、慎重を期すことが望まれる。

#### 第6 結論

当審査会は、本件個人情報を具体的に検討し、最終的には高知県個人情報保護審査会規則第3条第3項の規定による多数決により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

#### 第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおり。

#### 別表

- |                                  |                                |
|----------------------------------|--------------------------------|
| 平成15年10月23日                      | ・実施機関から諮問を受けた。                 |
| 平成15年11月26日                      | ・実施機関から決定理由説明書を受理した。           |
| 平成15年12月11日                      | ・異議申立人から決定理由説明書に対する意見書を受理した。   |
| 平成15年12月24日 (平成15年度第2回個人情報保護審査会) | ・実施機関及び異議申立人の意見陳述並びに諮問の審議を行った。 |
| 平成16年 1月 7日 (平成15年度第3回個人情報保護審査会) | ・諮問の審議を行った。                    |
| 平成16年 2月 2日 (平成15年度第4回個人情報保護審査会) | ・諮問の審議を行った。                    |
| 平成16年 3月 1日                      | ・答申を行った。                       |